



各種手当の届出は期間内に提出を

現在、児童扶養手当や特別児童扶養手当・特別障害者手当などを受けている人は、毎年8月1日現在の状況を記載した「現況届（所得状況届）」の提出が必要です。これは、手当を引き続き受ける要件の有無を確認するためです。現況届の提出がないと、支給を受けることができなくなりますのでご注意ください。なお、児童扶養手当の届出先は福祉事務所（市役所本庁舎西棟1階）のみとなっています。提出の際は間違いのないよう、ご注意ください。

届出が必要な受給資格者の皆さんには、書類を郵送します。また、現在手当を受けておらず、該当すると思われる人はご相談ください。

各種手当の届出期間など			受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日を除く）		
手当名	児童扶養手当		特別児童扶養手当	特別障害者手当	障害児福祉手当
届出期間	8月1日（金）～9月1日（月）		8月12日（火）～9月11日（木）		
制度内容	父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。 父または母がいない家庭（父または母が重度の障害状態のときも含む）で、年度末までに18歳に達する児童（障害のある場合は20歳未満）を養育する母、または父（父母以外の養育者）に児童扶養手当を支給します。 ※所得制限があります（申請者本人および同居の扶養義務者の所得額により、手当の一部または全部が支給停止となる場合があります）。		精神、知的または身体に障害のある児童を家庭で監護・養育している人に、国が特別児童扶養手当を支給し、その児童の福祉の増進を図ることを目的とした制度です。	精神、知的または身体に重度の障害があるため日常生活で常時特別な介護を必要とする状態の人に支給し、障害者の福祉の向上を図ることを目的とした制度です。	精神、知的または身体に重度の障害があるため日常生活で常時介護を必要とする状態の児童に支給し、障害児の福祉の向上を図ることを目的とした制度です。
対象者	次のいずれかに該当する児童 ▷父母が婚姻を解消（離婚）した児童 ▷父または母が一定の障害の状態にある児童 ▷父または母の生死が明らかでない児童 ▷父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童 ▷父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童 ▷父または母が死亡した児童 ▷母が婚姻によらない（未婚）で出産した児童 ▷父または母が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく保護命令を受けた児童		20歳未満の精神、知的または身体に障害がある児童を家庭で監護している父母か、養育している養育者 【対象外になるとき】 ▷児童が児童入所施設・社会福祉入所施設などに入所しているとき ▷児童が障害を支給事由とする年金を受けることができる	20歳以上で、重度の障害を重複して有する人、これに準ずる程度の障害を有する人 【対象外になるとき】 ▷障害者が障害者支援施設・社会福祉入所施設などに入所しているとき ▷障害者が病院・診療所に継続して3カ月を越えて入院するに至ったとき	20歳未満で、重度の障害が1つ以上ある人 【対象外になるとき】 ▷障害児が児童入所施設・社会福祉入所施設などに入所しているとき ▷障害児が障害を支給事由とする年金を受けることができる
支給額	月額（令和7年4月から改定）		1級（重度）月額 56,800 円 2級（中度）月額 37,830 円 ※障害者本人、障害者を扶養する人などの前年所得による支給制限があります。	月額 29,590 円（令和7年4月から改定） ※障害者本人、障害者を扶養する人などの前年所得による支給制限があります。	月額 16,100 円（令和7年4月から改定） ※障害児本人、障害児を扶養する人などの前年所得による支給制限があります。
	支給対象児童	全部支給	一部支給		
	1人目	46,690 円	46,680 ～ 11,010 円		
	2人目以降	児童1人増すごとに11,030 円加算	児童1人増すごとに11,020 ～ 5,520 円加算		
	※一部支給の場合、所得に応じて額が決定します。また、物価の変動により、支給額が変更される場合があります。				
支払時期	請求した日の属する月の翌月分から支給します。 毎年奇数月5・7・9・11・1・3月の6回に分けて、支給月の前月までの2カ月分をまとめて振り込みます。		請求した日の属する月の翌月分から支給します。 毎年4・8・11月の3回に分けて、それぞれの月の前月までの4カ月分をまとめて振り込みます。	請求した日の属する月の翌月分から支給します。 毎年2・5・8・11月の4回に分けて、それぞれの月の前月までの3カ月分をまとめて振り込みます。	
問い合わせ先	こども家庭課 子育て支援係 ☎0869-24-8006		福祉課 障害福祉係 ☎0869-24-8847		
届出先	福祉事務所（市役所本庁舎西棟1階）のみ		福祉事務所（市役所本庁舎西棟1階）、牛窓支所、長船支所、裳掛出張所		

今年はどう受けましたか？

特定健診のご案内

問 用 国保年金医療給付課
☎0869-24-7096

40～74歳の瀬戸内市国民健康保険被保険者を対象にした「特定健康診査（ワンコイン健診）」を6月から実施しています。平日、仕事などで忙しく受診が難しい人には、休日に受けることができる健診もあります。

受診には以下のものをお忘れなく！

- ☐ 特定健診受診券（紛失した場合は、国保年金医療給付課にお問い合わせください。）
- ☐ マイナンバーカードまたは資格確認書
- ☐ 受診料 ☐ 検尿 ☐ 昨年度の健診結果（ある人のみ）



集団健診

受ける機会を逃した人も、まだ受診できます

6月から実施している特定健診（ワンコイン健診）の未受診者健診を実施します。電話または、はがき（送付済みの受診券に同封）で予約が可能です。予約なしでも受診できますが、予約者優先で受付します。
▷日時 令和7年9月8日（月）（受付：午前7時30分～午前9時30分）
▷場所 ゆめトピア長船
◆「**けんこう39健診**」「**後期高齢者健康診査**」も受診できます
20～39歳の国民健康保険被保険者を対象とした「けんこう39健診」、後期高齢者医療保険被保険者を対象とした「後期高齢者健康診査」も受診できます。

個別健診

医療機関によっては、土曜日に受診可能です

市内医療機関や岡山市および備前市の医療機関（一部を除く）で受診する「個別健診」は、医療機関によっては土曜日に受診することが可能です。
受診曜日や予約の有無について、必ず事前に医療機関にお問い合わせください。
※「**けんこう39健診**」「**後期高齢者健康診査**」は**市内の医療機関のみ**で受診可能です。

プレミアム国保総合健診

特定健診とがん検診を同時に受けられます！

特定健康診査とがん検診を同時に受けることができます。
オプション検査（別途料金）もあり、人間ドック並みの検査内容となっています。
※子宮頸がんと乳がんの検診はありません。

基本の検査内容

- 特定健診（採血、身体計測、体脂肪測定、血圧測定、検尿、内科診察）
- 心電図 ● 眼底検査 ● 腹部エコー検査
- 骨密度測定 ● 大腸がん検診（検便）
- 胃がん検診（エックス線検査） ● 肺がん検診

▷日時 令和7年9月28日（日）、令和8年2月15日（日）（受付：午前8～11時）
▷対象 本年度に年齢が40～74歳になる国民健康保険被保険者の人
▷場所 ゆめトピア長船
▷基本料金 10,000 円
▷定員 各40人
▷申込方法 国保年金医療給付課に電話でお申し込みください。（平日の午前8時30分～午後5時15分）